

令和3年第4回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月26日(月) 開会 午前 9時24分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 4番 久保田勝

委員 1番 友野秀一 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦

5番 池谷昭二 6番 田嶋正明 7番 増田恒治

8番 法師 励 9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉

11番 宮岡幸江

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 6番 田嶋正明 9番 加藤敏夫

第2 議案第1号 入間市農業委員会職員の任免について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 堀井正信 太間雅嗣

野村雅紀 豊泉 隆 岩田孝三郎

中村郁夫 中村義男 宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 吉野 博明

主 幹 河西 多郎

主 事 中島 健人

9. その他の出席者

環境経済部長 原嶋 裕子

環境経済部次長 戸澤 利彦

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員9名であります。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第4回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、清水裕司推進委員です。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、よって会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、6番、田嶋正明委員、9番、加藤敏夫委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第2号1番は7番、増田恒治委員が、議案第3号5番は堀井正信推進委員が、議案第4号1番は8番、法師励委員が、当該事案の審議開始から終了まで退席させていただくことになります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 入間市農業委員会職員の任免についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、入間市農業委員会職員を令和3年4月1日付けをもって下記のとおり任命する。令和3年4月26日提出、入間市農業委員会。

記

1、主任、高山大樹、入間市農業委員会事務局主任を解く。

2、主事、中島健人、入間市農業委員会事務局主事を命ずる。

以上、任免でございます。よろしく願いいたします。

それでは、新しく農業委員会事務局職員となりました中島主事から一言ご挨拶をお願いいたします。

○事務局

このたび農業委員会事務局へ着任いたしました中島健人と申します。先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、まだまだ不慣れでご迷惑をかけるところもあるかと思いますが、どうかよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

中島主事には、一日も早く農業委員会の仕事に慣れますよう期待しております。

それでは、次の議案に移ります。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、7番、増田恒治委員には当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(7番 増田恒治委員退席)

○議長

本議案は、各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と、当事者受人の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるようお願いいたします。

なお、議事録における土地の表示等は、巻末に議案書を添付することで対応いたします。

担当4番、久保田勝委員、説明願います。

○農業委員4番(久保田 勝君)

4番、久保田です。1番についてご説明申し上げます。読み上げについては、一部省略させていただきます。

譲受人、〇〇〇〇。1筆。287平方メートル。申請理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自292アール。

4月21日に、山畑推進委員と申請地を確認してきました。耕作状況などは、電話で対応しました。申請地は、黒須中学校の少し東側になります。申請地に隣接する西側の土地は、〇〇さん所有の農地となっております。〇〇さんのお宅は、〇〇さん(〇〇歳)〇〇歳と〇〇歳の〇〇さん、〇〇さんの〇〇〇〇さん(〇〇歳)とで農業に励んでおります。茶工場、お店もされており、所有する農機具はトラクター、乗用摘採機、軽トラック、普通トラック等そろっています。取得後は、野菜畑として利用する計画で、特に問題はないかと思われませんが、よろしく審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

豊岡地区推進委員の山畑です。

先ほど久保田委員のお話のとおり、21日に現地を見てまいりました。周りは、ちょっと家があるのですが、既にブロックで水が入らないようにしてありますので、特に問題はないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第2号の1番は、農業経営規模拡大のための農地の取得でございます。

農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。久保田委員さんより説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は294アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致いたします。

申請地の耕作状況は、現在作付されていない畑ですが、許可後は野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われま。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（なし。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

ここで、7番、増田恒治委員の退席を解除いたします。

(7番 増田恒治委員復席)

○議長

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申についてを議題といたします。

本議案は、各担当委員の議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに当事者受人の氏名、筆数、合計面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当5番、池谷昭二委員、説明願います。

○農業委員5番（池谷昭二君）

5番、池谷です。議案第3号、1番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

1番、譲受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。筆数、3筆。合計面積、4,829平方メートル。申請理由、受人は、農業を営んでいるが、生葉収穫量の増加に伴い既存工場の荒茶製造能力が不足しているため、新たに荒茶工場等を建築すべく申請する。摘要、荒茶工場(1,664.49平方メートル)、農機具倉庫(125.25平方メートル)。

提出された事業計画書は17ページにわたるため、計画内容を要約して説明いたします。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、平成27年に設立され、令和元年度の農地耕作面積は39.5ヘクタール、令和元年度の荒茶生産量は126トンの実績がある農業法人です。主な取引先は〇〇〇です。耕作面積は年々増やしており、現在は協力事業者の合計面積は約55ヘクタールと聞いております。目標耕作面積は100ヘクタールを予定しております。協力事業の既存荒茶工場が老朽化し、生葉収穫量の増加に対応できない状況です。そのため、今後の増産や生産性向上、顧客ニーズに対応した工場の新設により、生産能力は1時間当たり生葉1,500キログラム、現在の約2.5倍に拡大することが可能となります。そのため、候補地を27か所探しましたが、道路幅員や給水施設の有無、面積等の条件が整った場所が今回の申請地です。

申請地は、都市計画法等の建築諸条件が確保でき開発が可能であること、農用地区域内ではあるが、工業地と隣接し集団農地の外辺部であり集団農地の分断がされないものとなっております。今回、農用地区域からの除外がなされたことから農地転用の申請を行うものです。資金面についても、国の補助金や〇〇〇の内定をいただいております。事業の必要性、緊急性、土地選定経過、選定理由等を考慮し、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

先日、4月24日に太間推進委員さんと現地を確認してきました。案内図のとおり、申請地は県道二本木飯能線の〇〇〇〇の北側を西に入った八高線の手前の角地に当たります。南側は、幅8メートル、西側は5メートル、東側は1.82メートルの道路に面しております。また、東側、西側、北側の3方は農地となっております。

今回の申請地面積は4,829平方メートルですが、荒茶工場や農機具倉庫、駐車場等必要最低限となっております。北側と東側は、雨水流出防止用地先ブロックを設置し、浸透トレンチを全部で周囲12か所設置予定ですので、雨水の周囲への影響は特に問題ないと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

推進委員の太間です。

ただいま報告がありましたように、池谷農業委員と一緒に確認いたしまして、問題ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第3号の1番については、荒茶工場、農機具倉庫の建築に伴う農地転用許可申請でございます。

申請地は、農用地区域内であったため、令和2年11月の農業委員会において、農業振

興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和3年3月30日付で農用区域から除外されております。

都市計画法に関しては、同法第34条第4号、農林水産業の処理、貯蔵、加工施設に合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供するものである場合」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、土地取得費、施設の建築費等については〇〇〇並びに〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないものと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑ありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、2番を議題といたします。

担当、10番、中島伸吉委員、説明願います。

○農業委員10番（中島伸吉君）

10番、中島です。議案第3号、2番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては一部省略をさせていただきます。

2番、譲受人、〇〇〇〇〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、991平方メートル。申請理由、受人は、〇〇〇を営んでいるが、配送時に使用するパレットの置場が不足していることから、パレットを置くための資材置場を設置すべく申請する。摘要、資材置場。

提出された理由書の一部抜粋した形でご説明をいたします。

理由書。弊社は、昭和54年11月に一般区域貨物自動車運送事業の許可を受け〇〇〇〇を開始し、平成18年12月に特別積合せ貨物運送に係る変更の許可を受け、一般区域貨物運送事業とともに特別積合せ貨物運送事業を主とし、多様な経営展開をしております。

このたび申出地所有者の皆様から、土地取得及び賃貸借の承諾が得られ、〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の統合による事業基盤の強化を図る計画となりました。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、特別積合せ貨物施設でありましたが、〇〇市との協議の結果、一般倉庫へと用途変更となり、一般区域貨物運送施設での使用となります。このため、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で使用していたパレット等の運搬に使用する資材を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇へ移動させなければなりません。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、現在敷地拡張をして、特別積合せ貨物運送事業を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と統合する予定であります。

しかし、拡張予定の敷地は倉庫の建設や駐車場、雨水抑制施設、緑化計画などで敷地に余裕はありません。そのため、敷地内に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より移動させた運搬資材を置く場所を確保することができません。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の敷地拡張と同時に資材置場を取得、確保することが必要不可欠となっております。

申請地は、3方が宅地や雑種地で囲まれており、近隣の農地に影響を与えることがありません。弊社使用の駐車場に隣接しており、積卸し作業に適しており、申し分ありません。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の敷地拡張計画が進むにつれて、必要性及び緊急性が増してきたところ、申請地所有者の皆様にご公表した結果、弊社の諸事情を酌んでいただいた農用地区域除外及び農地転用を得ることを条件に当該申請地を売買させていただく旨をご承諾が得られたため、申請といたしました。

その他としまして、西側に都市計画道路（中神狭山台線3の4の20）、約112.3

5平方メートルの計画がありますが、計画決定であり、事業決定はしておりません。ですが、事業決定が速やかに行政に協力できるよう、敷地内には移動が困難となる資材を置かぬようにする所存であります。

結構長いのですけれども、理由書の一部抜粋はこれで終わります。

4月の21日、現地を確認してまいりました。案内図のとおり、申請地は圏央道南側に位置しており、狭山台にあります〇〇〇〇の特積倉庫の北側となります。周囲は工場や駐車場となっており、農地はありません。今回の申請の敷地面積は991平方メートルで、必要最低限となっており、周囲への影響も特に問題はないと思われまます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉 隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

4月の21日に現地を確認しましたが、中島委員の説明どおり、転用についてはやむを得ないものと思われまます。よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第3号の2番については、〇〇〇を営む譲受人が資材置場を設置するための農地転用許可申請でございます。

申請地は、農用地区域内であったため、令和2年11月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和3年3月30日付で農用地区域から除外をされております。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ございません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。
申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、土地購入、造成の経費を〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、3番を議題といたしますが、3番と4番は関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、3番と4番は一括議題といたします。

担当1番、友野秀一委員、説明をお願いします。

○農業委員1番（友野秀一君）

1番、友野です。議案第3号の3番から4番についてご説明いたします。なお、読み上げにつきましては一部省略をさせていただきます。

3号の3、借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、3,715平方メートル。申請理由、受人は、〇〇〇を営んでいるが、特別積合せ貨物運送事業用施設の統合に伴い、新たに倉庫が必要となったことから、既存敷地を拡張し倉庫を建築すべく申請する。摘要、倉庫（1,391.04平方メートル）、（敷地拡張）。

続きまして、4番、譲受人、〇〇〇〇〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、991平方メートル。申請理由、受人は、〇〇〇を営んでいるが、特別積合せ貨物運送事業用施設の統合に伴い、新たに倉庫が必要となったことから、既存敷地を拡張し倉庫を建築すべく申請する。摘要、倉庫（1,391.04平方メートル）、（敷地拡張）。

申請書の中の理由書がございますので、要約した内容を読み上げます。

申請地の選定理由。申請地は、本社営業所の隣接地であること、住宅密集地でないこと、隣接地は計画に必要な敷地面積であること、工業団地の付近であり、申請地の南側と西側に17.5メートルの道路が計画されていることなどが選定の理由として報告されております。

また、〇〇の事業所は一般倉庫として用途変更が生じたため、〇〇本社がそれらにより事業内容の追加変更に伴い、敷地拡張の必要が生じ、隣接の土地所有者の皆様にご理解をいただき、申請地の売買及び賃貸をさせていただける承諾が得られたため申請となりました。

以上が選定理由及び必要性の報告であります。

去る4月21日、現地を見てまいりました。前議案の3号の2番と関連している内容で、〇〇〇〇〇東に現地は位置しております。申請地の北側は隣接事業所となっており、東、西と南側が市道で囲まれております。西側と南側の一部が隣接農地ですので、農地への雨水等の流入対策が必要と思われまます。ほかに問題のあることはないと思われまますので、ご検討のほどよろしくお願ひしたいと思ひまます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

友野委員の説明のとおりで、問題はないと思います。よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第3号の3番並びに4番については、敷地拡張により、特別積合せ貨物運送事業用の倉庫を建築するための農地転用許可申請でございます。

申請地は、農用地区域内であったため、令和2年11月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和3年3月30日付で農用地区域から除外されております。

都市計画法に基づく開発許可制度の取扱いを確認したところ、本案件の倉庫は特別積合せ貨物運送事業用施設であることから、同法第29条第1項第3号に該当し、開発許可適用除外となっております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、土地購入費、建築費等については〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、

許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

田嶋委員。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

ちょっと確認事項だけ、すみません。今の申請とその前の申請の間にあるところで、これは何て書いてあるのですか。小さくて見えないのですが、何て書いてあるのか。調整池。

○事務局

よろしいですか。

○議長

はい。

○事務局

この議案 3 号、3、4 番の間のところの青いところとピンクのところの間に工場のようなものがあるかと思います。こちらについては、〇〇〇〇さんとは別の会社の工場となっております。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

既存敷地の北側の話を言っているのだよ。

○事務局

北側につきましては、駐車場になっている場所になりますので。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

ああ、駐車場と書いてあるの、これ。

○事務局

こちらの青い線のこの部分でしょうか。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

既存敷地の上だよ。

○事務局

既存敷地の上というか、北側の。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

そうそう。

○事務局

こちらのほうは都市計画道路が、幅員までちょっと定かではないですけども、16メートルぐらいの道路が通る予定になっておりますので、その分下がっているというような形になっております。道路から……

○農業委員6番（田嶋正明君）

いや、ちょうど既存敷地と今回の申請の〇〇、〇〇、〇〇、それとその上の〇〇〇〇〇の間の。

○事務局

ああ、こちらの図面、道路のさらに北側でしょうか。

○農業委員6番（田嶋正明君）

はい。

○事務局

そちらのほうは駐車場となっております。

○農業委員6番（田嶋正明君）

ああ、これ駐車場と書いてあるのか。小さい字で。

○事務局

これは、こちら側の案内図のほうは小字が書いてある、〇〇〇と書いてあるので、こちらのほうは……

○農業委員6番（田嶋正明君）

ああ、〇〇〇と書いてある。この変なやつ。

○事務局

今回の土地とパレットを置く資材置場の間は駐車場となっております。

○農業委員6番（田嶋正明君）

ああ、駐車場になっているのね。

○事務局

はい。

○農業委員6番（田嶋正明君）

分かりました。これはどこの駐車場。

○事務局

〇〇〇〇。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

ああ、ではずっと使っているということね。

○事務局

はい。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

分かりました。ちょっとそれだけを確認したかったので、ごめんなさい。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

（なし。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、5 番を議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、堀井正信推進委員には、当該事案の審議終了まで退席を願います。

（農地利用最適化推進委員 堀井正信委員退席）

○議長

担当 4 番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員 4 番（久保田 勝君）

4 番、久保田です。5 番についてご説明申し上げます。読み上げについては、一部省略させていただきます。

譲受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。3 筆。合計 3, 6 7 8 平方メートル。申請理由、受人

は、〇〇〇〇〇〇〇の製造販売業を営んでいるが、事業所敷地内の配置の見直しにより、現在使用の駐車場、資材置場が不足するため、敷地を拡張すべく申請する。摘要、駐車場、資材置場（敷地拡張）。

理由書、転用計画書を一部抜粋して読み上げます。

弊社は、昭和43年9月設立の〇〇〇〇〇当初からの企業であり、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の製造、販売及び運搬を行っております。おかげさまで、年々業績は順調に伸びておりますが、受注に対して生産能力が追いつかず、弊社の生産能力に応じた受注で対応しております。今般の改善を行いたく、本申請を行います。

本来は、ベルトコンベヤーを延長し、サイドに各材料を搬入するラインとしたいのですが、現在の事業所の大きさでは事業車両の置場、従業員の駐車スペース、残コン置場等を考えるとスペースが足りず、実現できませんでした。材料の搬入についても、時には道路上での待機を余儀なくさせてしまい、改善したいと考えておりました。それらを改善するためには、隣接地に敷地を確保するしかないと、本申請地の地権者様に長年交渉させていただき、今般ご理解をいただき、農用地区除外の申請を行い、令和3年3月30日付で農用地区からの除外をさせていただきましたので、本申請を行います。生産能力については、現在の1.5倍になる計画が実現できます。

何とぞ本申請を認めていただきますようお願い申し上げますということで、4月21日に申請地の状況などを確認してきました。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の少し南側になります。周辺は、宅地、倉庫、工場等多く、農地はあまり少ないです。隣接農地所有者からの同意書も頂いてあり、周辺はブロック2段積み、雨水は砂利敷きによる自然浸透の計画です。農地への影響は少なく、特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第3号の5番については、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇を営む譲受人が駐車場並びに資材置場を設置するための農地転用許可申請でございます。

申請地は、農用地区域内であったため、令和2年5月の農業委員会において、農業振興

地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和3年3月30日付で農用地区域から除外されております。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画がないため、開発許可等は必要ありません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、土地購入費、造成費の経費は〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○農業委員6番（田嶋正明君）

すみません、教えてください。

○議長

はい。

○農業委員6番（田嶋正明君）

この近くの農地は、例えばこの資料の中の表現だと、何かさっき周りに建物がいっぱいあって、農地がどれなのだからよく分からないのだけれども。

○事務局

こちらの地図の中で残っている農地が、青いものとピンク色に囲われた部分、〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇のみとなっております。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

道路の反対側も。

○事務局

道路の反対側は、○○○○○とか○○○が……ちょっとお待ちください。

○議長

○○○○の東側ですか。

○事務局

東側……

○議長

○○○○と書いてある東側。

○事務局

失礼しました。この直接の面しているところにつきましてはなくて、もうちょっとこの
地図の上のほうであれば農地がつながるのですけれども。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

ああ、なるほどね。

○事務局

この場所ですと、ちょっと案内図の中で見ますと反対側に建物がちょっとございますの
で、直接農地がつながるところはもうないような状況でございます。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

そうですね。先ほど説明の中に、周辺農地の方から承諾を受けているというのは、この
○、○○、○○の話。

○事務局

はい、そうです。その 3 筆でございます。青く塗ったところとピンクの間に挟まれたと
ころの農地の方でございます。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

分かりました。

以上です。すみません。

○議長

ほかにございませんか。よろしいですか。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

ここで、堀井正信委員の退席を解除いたします。

(農地利用最適化推進委員 堀井正信委員復席)

○議長

次に、6番を議題といたします。

担当10番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員10番(中島伸吉君)

10番、中島です。議案第3号、6番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

6番、譲受人、〇〇〇〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、435平方メートル。申請理由、受人は、〇〇〇〇を営んでいるが、申請地付近で分譲住宅の需要が見込まれることから、分譲住宅を建築すべく申請する。摘要、分譲住宅2棟(113.2平方メートル)。

提出された理由書を、一部抜粋した形でご説明します。

理由書。弊社、〇〇〇〇〇〇〇は、昭和42年に設立し、全国規模で戸建て住宅の分譲、注文住宅、分譲マンション等を手がけております。このたび建て売り住宅用地を探していたところ、令和1年6月に3区画に区割りし、建築、販売、分譲が行われた隣接地(申請地)が見つかりました。土地所有者に相談したところ、申請地は農地ですが、農地転用許可、開発許可のめどが立てば弊社に譲っていただける旨の了承をいただきました。

本申請地のような、駅から離れていても土地、建物が広く、自然が多く残る場所の需要が増えており、本申請地はその需要に合う土地であり、戸建て分譲を行うことでニーズに応えたいと考えております。一帯の街路も整備され、三井アウトレットパークや圏央道入間インターにも近い点も生活利便性が高いと判断され、戸建て住宅の需要があると考え、

事業を計画いたしました。規模も過大ではなく、必要最低限であり、周辺農地への迷惑がかからないものとなっております。なお、今回の申請に当たり、分譲住宅として許可後速やかに建築売却することを約束いたします。

以上、今回の申請に当たりご理解のほどよろしくお願いたしますとの申請理由でございます。

4月の21日、現地を確認してまいりました。案内図のとおり、申請地は圏央道と〇〇〇〇〇〇〇の間にあり、周辺は住宅が点在しているところとなっております。今回の申請の敷地面積は435平方メートルですが、必要最低限となっており、周囲への影響も特に問題はないと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉 隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

4月の21日に現地を確認しましたが、中島委員の説明のとおり、転用については問題がないものと思われます。よろしくお願いたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

ただいまの議案第3号の6番については、〇〇〇〇を営む譲受人が販売のための分譲住宅を建築することに伴う農地転用許可申請でございます。

都市計画法においては、市条例施行前に開発許可を得ていた土地であることから、法第34条第11号・市条例第3条第1項第2号に合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には

該当いたしません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、土地取得費、建築費の経費は〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、7番を議題といたします。

担当6番、田嶋正明委員、説明願います。

○農業委員6番（田嶋正明君）

担当6番、田嶋です。議案第3号、7番について説明いたします。読み上げについては、一部省略させていただきます。

譲受人、〇〇〇、〇〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、313平方メートル。申請理由、受人は、現在、借家に居住しているが、手狭となったため、自己用住宅を建築すべく申請

する。摘要、自己用住宅（61.69平米）。

理由書が届いておりますので、読み上げさせていただきます。

私たちは、現在、〇〇〇〇〇〇〇〇〇で借家住まいをしています。子供の成長とともに手狭になり、賃貸住宅ではなく自己所有の一戸建てに住みたい、自然豊かな場所でゆとりのある生活をしたいなど将来のことを考慮し、資金にもめどがついたため、自己用住宅を建築したいと考えました。

私の〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇に隣接しているとともに、〇〇〇〇は同じ〇〇〇〇〇〇〇〇であり、車で二、三分の距離にあります。また、子育てのためのゆとりのある住環境を有することができる場所、駐車スペースを4台確保できる敷地を探していたところ、今回の土地を紹介していただけることになりました。駐車スペースは、〇、〇、〇の〇、来客用として確保したいです。お互いの実家にも近く、今後、有事の際にはお互いに行き来できる距離であると考えます。候補地として2か所を検討しましたが、希望する敷地の広さを確保することができず見送りました。今回の申請地は最適で、かつ代え難い場所であると確信しております。

申請地は、入間市宮寺地区中心部に位置し、保育所、小学校、郵便局、施設が充実しているだけでなく、豊かな自然に囲まれた良好な住環境を有する場所です。

4月21日に、推進委員の中村さんと現地を視察しました。場所は、案内図のとおり県道所沢青梅線の北側にあります。今回の申請地は、先月承認を受けた議案の東側に位置した場所です。また、周辺を重量ブロック1から4段積みで囲う計画です。この区画内には既に1軒の住宅が建ち、今回の申請が4軒目で、今回の申請で全てが埋まることとなります。周辺は住宅であり、既存集落地となっています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。

4月21日に現地を確認してまいりました。ただいま田嶋委員さんの説明のとおりですの
で、審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第3号の7番については、自己用住宅の建築に伴う農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、譲受人の○が市街化調整区域に20年以上居住していることから、同法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号イに合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、土地購入費、建築費等の経費を○○○○で賄う計画となっており、○○○○○○○○○○が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、8番を議題といたします。

担当2番、平塚尚吾委員、説明願います。

○農業委員2番(平塚尚吾君)

2番、平塚です。議案第3号、8番についてご説明申し上げます。なお、読み上げにつきましては一部省略させていただきます。

8番、借受人、〇〇〇〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、416平方メートル。申請理由、受人は、現在、〇〇と同居しているが、手狭なため、隣接地に自己用住宅を建築すべく申請する。摘要、自己用住宅(104.34平方メートル)、物置(40.44平方メートル)。

提出された理由書について、一部抜粋した形で説明いたします。

理由書。私たちは、令和元年12月に結婚して、現在は〇〇〇〇に同居しています。〇〇が手狭なため、自己用住宅建築を考えました。しかし、私たちは自分の土地を持っていません。まだ結婚したばかりですが、将来は子供を持ちたいと思っています。子育てと同時に夫婦共働きをしたいと考えています。子育ては、〇の協力が必要です。〇〇に近い土地を探しました。初めは市街化区域内で探しました。しかし、〇〇は市街化調整区域にあるため、条件の合う物件が見つかりません。〇に相談したところ、〇〇に隣接する畑の一部を貸してもらえることになりました。申請地は、〇と〇〇の共有ですが、〇〇も私たちが住宅を建てることに同意しています。さらに、将来は〇の介護等も考えています。

申請地は、自己用住宅建築に最適です。また、家財道具を収納する物置も同時に建築する予定です。今回の申請に当たり、建物配置や周囲を区画するブロック積み等さらに細かく検討したところ、〇の〇〇の南側境界に生け垣があり、その根や枝が計画地に若干越境していることが分かりました。その生け垣をぜひ残したいと考えています。そのため、この部分だけ境界から1メートル下げてブロック積みを計画しています。

以上の理由をご賢察の上、手続よろしくお願ひ申し上げます。

4月21日、現地を確認してまいりました。案内図のとおり、申請地は県道川越入間線沿いにあり、周囲は住宅が点在している箇所となっております。今回の申請の敷地面積は416平方メートルですが、必要最低限となっております、周囲への影響も特に問題はないと思われます。

また、本日欠席の清水推進委員からは、特に問題ないとの意見をいただいております。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明願ひます。

○事務局

ただいまの議案第3号の8番については、自己用住宅の建築に伴う農地転用許可申請でございます。

申請地は、農用区域内であったため、令和2年5月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和2年11月2日付で農用区域から除外をされております。

都市計画法においては、既存の集落内であり、区域区分日以前から親族が所有している土地であることから、法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号アに合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、建築費等の経費は〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致し

ております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

これで少し休憩を入れたいと思いますが、10分間の休憩でよろしいですか。

(はい。の声)

○議長

では、休憩に入りたいと思います。10時45分まで、お願いいたします。

休憩 午前10時30分

○議長

それでは、会議を再開いたします。

再開 午前10時45分

○議長

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定についてを議題といたします。

本議案は、各担当委員及び事務局による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに当事者借受人の氏名、筆数、合計面積、利用権種類のみを読み上げるようお願いいたします。

それでは、1番を議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、8番、法師励委員には、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(8番 法師 励委員退席)

○議長

担当5番、池谷昭二委員、説明願います。

○農業委員5番(池谷昭二君)

5番、池谷です。議案第4号の1番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

1番、借受人、〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、2,517平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

1番について、4月21日に金子上地区の野村推進委員と一緒に耕作状況などを確認し、〇〇さんから現地にて話を伺ってきました。〇〇さんは現在、耕作面積が430アールの茶農家です。農業機械も耕運機3台、軽トラック1台、乗用茶刈り機2台など必要なものは一式保有しております。申請地は、案内図のとおり茶どころ通りの北側の農地です。茶畑としてきれいに管理されております。利用権更新後も、引き続き茶畑として利用する予定です。

以上、利用権設定の設定に関して問題ないと思われませんが、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(野村雅紀君)

金子上地区推進委員の野村です。

ただいま池谷委員の説明があったとおりで、特に問題ないと思われま。よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項につい

て、事務局に説明願います。

○事務局

議案第4号の1番は、使用貸借権による更新の利用権設定でございます。

池谷委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた経営面積は430アールであり、その農地を全て耕作しております。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

ここで、8番、法師励委員の退席を解除いたします。

(8番 法師 励委員復席)

○議長

次に、2番を議題といたします。

担当2番、平塚尚吾委員、説明願います。

○農業委員2番(平塚尚吾君)

2番、平塚です。議案第4号の2番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げにつきましては一部省略させていただきます。

2番、借受人、〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、2,293平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

2番について、4月21日に清水推進委員と別々に耕作状況などを確認し、〇〇さんから電話にて話を伺ってきました。〇〇さんは現在、耕作面積がございませんが、〇〇〇が農家であり、〇〇の茶園管理の補助や都内で植栽の経験がございます。今年3月、〇〇〇

から青年等就農計画の認定を受けて新規就農された方で、今回新たに利用権設定を行うものです。農業機械も耕運機1台、トラクター1台、軽トラック1台など必要なものは一式保有しております。申請地は、案内図のとおり上藤沢中学校の西側の農地で、作付はされておりませんが、畑として適正に管理されておりました。利用権の設定後はビニールハウスを建て、花卉栽培にて利用する予定です。

本日欠席ですが、清水推進委員からも問題なしとの意見をいただいております。

以上、利用権の設定に関して問題ないと思われませんが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

あと、補足といたしまして、この〇〇さんとちょっと電話で話しましたが、彼も若く、すぐやる気のある方なのですけれども、ちょっと資金とかの関係で、もし耕運機等中古でもいいので、譲ってくださるような方がいらっしゃったら話をしてくださいというような話をいただきました。よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

ただいまの議案第4号の2番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

平塚委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、今回新たに農地を借り受けることにより2,293平方メートルが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当4番、久保田勝委員、説明願います。

○農業委員4番（久保田 勝君）

4番、久保田です。3番についてご説明申し上げます。読み上げについては、一部省略させていただきます。

借受人、〇〇〇。1筆。1, 345平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

4月21日に現地を確認してきました。また、耕作状況は電話で伺いました。3月の総会にも申請があった方で、〇〇さんは〇〇歳、就農して研修も含めると7年、〇〇〇と〇〇〇でも野菜栽培をされています。借受地は〇〇と〇〇〇の境で、圏央道の北側になります。自宅からは車で20分ほどで、所有する農機具はトラクター、1.5トントラック、管理機等そろっています。以前は茶畑でしたが、耕された状態で、お茶の後は一、二年石灰を入れpHを測りながら、作付できるようになったらジャガイモかサツマイモを作る計画です。利用権の設定に問題はないかと思われませんが、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

東金子推進委員の堀井です。

久保田委員の申し上げましたとおり、問題はないかと思われま。よろしくお願いたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第4号の3番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

久保田委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は5.1アールであり、その農地を全て耕作しております。

今回、新たに借り受ける農地は1,345平方メートルで、合計6.5アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、4番を議題といたします。

担当8番、法師励委員、説明願います。

○農業委員8番(法師 励君)

8番、法師です。議案第4号の4番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

4番、借受人、〇〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、2,675平米。利用権の種類、使用貸借権。

4番について、4月の21日に野村推進委員さんと一緒に作付状況などを確認し、〇〇さんに電話で話を伺ってきました。〇〇さんは現在、耕作面積が2.8アールの農家です。平成29年に〇〇〇の青年等就農計画の認定を受けて就農された方で、今回経営規模拡大をすべく利用権の設定を行ったものです。農業機械も耕運機1台、トラクター1台など必要なものは一式保有しております。申請地は、案内図のとおり茶どころ通りの南側の青梅市境に近い農地で、作付はされておりませんが、普通畑として適正に管理されておりました。

利用権の設定後は、野菜畑として利用する予定だそうです。

以上、利用権設定の設定に関しては問題ないと思われませんが、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

金子上地区推進委員の野村です。

ただいま法師委員の説明があったとおりで、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願ひます。

○事務局

議案第4号の4番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

法師委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は28アールであり、その農地を全て耕作しております。

今回、新たに借り受ける農地は2,675平方メートルで、合計55アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については4件、同法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については3件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については25件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号、第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会し、協議会に切り替えます。

閉会 午前11時02分